官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○産業技術力強化法の一部を改正する法律（四一）　五
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（四二）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（四三）　八
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（四四）　三
〔政　令〕
○防衛省組織令の一部を改正する政令（一九七）　三六
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（一九八）　三七
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（一九九）　三七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二〇〇）　三七
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二〇一）　三七
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二〇二）　三六
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（二〇三）　三六
〔法規的告示〕
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通七〇七）　三六
〔その他告示〕
○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定する旨を決定した件（財務一七七）　三三
○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長について（同一七八）　三四
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　三八
会社その他
会社決算公告　六二

本号で公布された法令のあらまし

◇産業技術力強化法の一部を改正する法律（法律第四十一号）（経済産業省）

1　定義規定の改正

産業技術研究法人の定義に、特殊法人であって、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものを加える等この法律において用いられる用語の定義を改正する。（第二条関係）

2　重点産業技術の指定

我が国の産業技術力の強化のため産業技術に関する研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められるときは、政令で、当該産業技術を重点産業技術として指定するものとする。（第二十条関係）

3　重点研究開発計画の認定等

(1)　重点研究開発計画の認定等に関する規定を整備する。（第二十二条、第二十三条関係）

(2)　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は認定事業者等の依頼に応じて研究及び開発に関し必要な助言を行うことができることとする等、重点研究開発計画に関する規定を整備する。（第二十四条～第二十八条関係）

4　重点産業技術共同研究開発機関の認定等

(1)　重点産業技術共同研究開発機関の認定等に関する規定を整備する。（第二十九条関係）

(2)　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は重点産業技術共同研究開発機関の依頼に応じて研究及び開発に関し必要な助言を行うことができることとする等、重点産業技術共同研究開発機関に関する規定を整備する。（第三十条、第三十一条関係）

5　国が委託した研究及び開発の成果に係る特許権等の取扱いの特例

国が委託した重点産業技術に関する研究及び開発の成果に係る特許権等を受託者に帰属させた場合、国が受託者に第三者への実施許諾を求めるときは、当該特許権等が重点産業技術に関するものであることからその活用を促進するために特に必要がある旨を示して求めることとする。（第三十二条関係）